

令和8年(2026年)5月28日 開 会

## 令和8年6月日光市議会定例会議案

日光市

## 令和 8 年 6 月 日光市議会定例会付議事件表

番 号	件 名
報告第 3 号	令和 7 年度（2025年度）日光市継続費繰越計算書について
報告第 4 号	令和 7 年度（2025年度）日光市繰越明許費繰越計算書について
報告第 5 号	令和 7 年度（2025年度）日光市事故繰越し繰越計算書について
報告第 6 号	令和 7 年度（2025年度）日光市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 7 号	令和 7 年度（2025年度）日光市下水道事業会計予算繰越計算書について
議案第 6 1 号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第 6 2 号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第 6 3 号	公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第 6 4 号	公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第 6 5 号	公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案第 6 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第 6 7 号	日光市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部改正について
議案第 6 8 号	日光市監査委員に関する条例及び日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 9 号	日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 0 号	日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 1 号	日光市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 2 号	日光市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

番 号	件 名
議案第 7 3 号	日光市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 4 号	日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 5 号	日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 6 号	財産の無償譲渡について [旧日光市青柳平集会所]
議案第 7 7 号	財産の取得について [消防団消防ポンプ自動車整備事業]
議案第 7 8 号	財産の取得について [災害対応特殊救急自動車整備事業]
議案第 7 9 号	令和 8 年度（2026年度）日光市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和7年度（2025年度）日光市継続費繰越計算書について

令和7年度（2025年度）日光市継続費繰越計算書については、別紙のとおり報告する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

令和7年度(2025年度) 一般会計継続費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					繰越理由
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源				
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	2 清掃費	クリーンセンター維持 管理費	210,000	31,000	31,000	27,542	3,458	3,458	958			2,500		事業実施にあたり、受託業者と締結した支払協定により、出来高の一部を翌年度に支払うこととしたため。
6	農林水 産業費	2 林業費	山村強靱化林道整備事 業費	390,000	40,000	40,000	35,904	4,096	4,096	96			4,000		入札の結果、年割額に余剰が生じたため。
10	教育費	5 社会教育費	小来川公民館整備事業 費	295,000	206,500	206,500	142,320	64,180	64,180	80			64,100		入札の結果、年割額に余剰が生じたため。
合 計				895,000	277,500	277,500	205,766	71,734	71,734	1,134			70,600		

令和7年度(2025年度) 診療所事業特別会計継続費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				繰越理由	
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源				
											国庫支出金	県支出金	地方債		その他
3	施設整備費	診療所設備整備事業費	141,100	7,100	7,100		7,100	7,100				7,100		関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の工事着手が見込めないため。	
合 計			141,100	7,100	7,100		7,100	7,100				7,100			

令和7年度（2025年度）日光市繰越明許費繰越計算書について

令和7年度（2025年度）日光市繰越明許費繰越計算書については、別紙のとおり報告する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

令和7年度(2025年度) 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					繰越理由	
					既収入特定財源	未収入特定財源					一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	公共施設LED照明整備事業費	69,000	69,000			62,100		6,900	公共施設LED照明整備事業において、対象施設の現地調査に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
		電子自治体推進事業費	3,200	3,168				3,168		地方公共団体情報システムの標準化移行において、全国的に特定の事業者が集中したことにより、業務に遅延が生じ、年度内の完了が見込めないため。	
		集会所維持管理費	5,130	5,130					5,130	青柳平集会所改修工事において、積雪の影響により不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
		物価高騰対策生活者支援事業費	420,000	419,900	385,000			34,900		国の補正予算に伴い物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度2月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。	
	3 戸籍住民基本台帳費	総合戸籍システム管理費	1,848	1,848		1,848				国の補正予算に伴い社会保障番号制度システム整備費補助金を活用し、令和7年度2月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。	
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者生活支援事業費	8,008	8,008				7,600	408	移送サービス車両の納車までの期間に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
		デイサービスセンター運営事業費	4,005	4,005				3,800	205	西川デイサービス送迎車両の納車までの期間に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	3,034	3,034	3,034					国の補正予算に伴い物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を活用し、令和7年度12月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。	
4 衛生費	1 保健衛生費	気候変動対策事業費	3,000	3,000					3,000	宇都宮大学連携事業において、太陽光発電設備の納入の遅れによる実証実験期間の見直しにより、年度内の完了が見込めないため。	
		脱炭素先行地域推進事業費	50,000	42,097	42,097					再生可能エネルギー設備導入費補助金の交付対象者の事業が完了せず、年度内の補助金の支出が見込めないため。	
	2 清掃費	環境センター維持管理費	6,787	6,787					6,787	し尿処理場環境センター整備基本構想策定業務において、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
6 農林水産業費	1 農業費	県単農業農村整備事業費	15,142	15,142		9,650	4,900		592	町谷地区県単農業農村整備事業において、隣接地権者との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
		圃場整備地内幹線農道整備事業費	26,272	26,272			23,600		2,672	田川流域地区幹線農道整備事業において、県の河川工事との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
	2 林業費	山村強靱化林道整備事業費	9,000	9,000		4,785	3,900		315	林道平ヶ崎線翠平架道橋において、国の補正予算に伴い森林環境整備事業費補助金を活用し、令和7年度12月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。	
7 商工費	1 商工費	中心市街地活性化推進事業費	2,000	2,000					2,000	船村記念館看板撤去工事において、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	
	2 観光費	指定管理施設運営費	5,300	5,269			5,200		69	湯の郷湯西川観光センターLED改修工事において、器具の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。	

令和7年度(2025年度) 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					繰越理由	
					既収入特定財源	未収入特定財源					一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修促進等事業費	1,150	1,150		575	287			288	木造住宅耐震化促進事業において、交付対象者の事業が完了せず、年度内の補助金交付が見込めないため。
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金(道路)事業費	105,100	81,720		31,605		46,800		3,315	・市道御幸町～松原町線において、隣接地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の工事完了が見込めないため。 ・市道大沢～大渡線において、河川協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。 ・市道森友～芹沼線において、補償物件の移設に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
		市単道路改良事業費	10,200	10,200				10,200			市道中宮祠線において、電柱移設に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
		橋りょう等維持補修費	204,938	204,938		101,287		94,900		8,751	・橋りょう定期点検において、積雪の影響により不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。 ・大方架道橋改修工事において、東道路公社との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。 ・しゃくなげ橋改良工事、黒鉄橋改修工事及び含津大谷橋改良工事において、河川協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
		橋りょう新設改良事業費	14,366	13,337				10,000		3,337	宮本橋りょう架管工事において、事業主体である県の事業が完了せず、年度内の負担金支払いが見込めないため。
	3 河川費	河川整備事業費	14,000	14,000				10,500		3,500	猪倉地区排水路護岸整備工事において、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
	5 住宅費	市営住宅維持管理費	14,102	8,855						8,855	御幸町市営住宅解体工事において、地元自治会等との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理費	252,028	178,010		22,470		142,800		12,740	・特別教室エアコン整備工事において、国の補正予算に伴い学校施設環境改善交付金を活用し、令和7年度2月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。 ・南原小受水槽改修工事において、詳細設計の結果、工事の内容に変更が生じたことから、年度内の完了が見込めないため。
	3 中学校費	中学校校舎等維持管理費	119,182	119,182		23,274		95,800		108	特別教室エアコン整備工事において、国の補正予算に伴い学校施設環境改善交付金を活用し、令和7年度2月補正に計上した事業であり、年度内の完了が見込めないため。
合計			1,366,792	1,255,052		611,190	14,722	510,700	49,468	68,972	

令和7年度(2025年度) 銅山観光事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					繰越理由	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源					一般財源
						国庫 支出金	県支出金	地方債	その他		
1 観光事業費	1 観光費	銅山観光整備事業費	47,302	37,315				30,500		6,815	銅山観光レストハウス解体工事において、テナントの移設に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため。
合 計			47,302	37,315				30,500		6,815	

令和7年度（2025年度）日光市事故繰越し繰越し計算書について

令和7年度（2025年度）日光市事故繰越し繰越し計算書については、別紙のとおり報告する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

令和7年度(2025年度) 一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳								説明			
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既収入特定財源				未収入特定財源					一般財源		
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
8	土木費	1	土木管理費	ブロック塀等撤去費補助事業費	333	140	193							96	48			49	交付対象者の事業が完了せず、年度内の補助金交付が見込めないため。
合 計					333	140	193							96	48			49	

令和7年度（2025年度）日光市水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度（2025年度）日光市水道事業会計予算繰越計算書については、別紙のとおり報告する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

令和7年度（2025年度）日光市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	備考	
						損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	浄水場施設整備事業	円	円	円	円	円	円	浄水場施設整備事業鬼怒川浄水場改修基本設計業務委託について、業務に必要な基礎資料の収集、整理に不測の日数を要し、発注時期に遅延が生じたことにより年度内の事業完了が見込めないため。
				34,500,000	0	34,500,000	34,500,000	0			
				老朽管更新事業	円	円	円	円	円	円	老朽管更新事業 上・中鉢石地区配水管布設替工事（南工区）について、他事業との調整に不測の日数を要し、発注時期に遅延が生じたことにより年度内の事業完了が見込めないため。
				50,028,000	15,390,000	34,638,000	34,638,000	0			
合計			84,528,000	15,390,000	69,138,000	69,138,000	0				

令和7年度（2025年度）日光市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度（2025年度）日光市下水道事業会計予算繰越計算書については、別紙のとおり報告する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

令和7年度（2025年度）日光市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫支出金	企業債	損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良事業	円 68,790,000	円 16,540,000	円 52,250,000	円 10,951,500	円 39,800,000	円 1,498,500	円	円	中宮祠処理区管路改築工事他3件において、関係機関や地元との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため。	
		流域下水道建設費負担金	円 128,614,000	円 105,064,239	円 18,509,000	円	円 18,500,000	円 9,000	円 5,040,761	円	円	栃木県流域下水道建設事業において、事業主体である栃木県の事業が年度内に完了せず、年度内の負担金支出が見込めないため。
		資源化工場建設費負担金	円 3,553,000	円 143,880	円 668,000	円	円 300,000	円 368,000	円 2,741,120	円	円	栃木県資源化工場建設事業において、事業主体である栃木県の事業が年度内に完了せず、年度内の負担金支出が見込めないため。
合計			200,957,000	121,748,119	71,427,000	10,951,500	58,600,000	1,875,500	7,781,881			

監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 日光市森友783番地16  
氏 名 佐 藤 裕 子  
生年月日 昭和42年（1967年）3月22日

監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 塩谷郡高根沢町光陽台5丁目1番10号

氏 名 川 面 充 子

生年月日 昭和41年（1966年）11月17日

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任することについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 日光市今市544番地47

氏 名 石 塚 勉

生年月日 昭和32年（1957年）4月19日

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任することについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 日光市板橋2345番地

氏 名 富 久 田 民 一

生年月日 昭和32年（1957年）9月12日

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を公平委員会の委員に選任することについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 日光市土沢979番地10  
氏 名 清 水 仁 美  
生年月日 昭和39年（1964年）6月26日

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについては、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

住 所 日光市足尾町掛水1番5号

氏 名 齊 藤 敦

生年月日 昭和28年（1953年）11月15日

日光市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部改正について

日光市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を次のとおり全部改正する。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

日光市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成18年日光市条例第165号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる施設の種類）

第2条 法第9条の3第2項の規定による報告書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「焼却施設」という。）及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書の公衆への縦覧の対象となる施設は、焼却施設とする。

（縦覧の告示）

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び縦覧に供する期間（以下「縦覧の期間」という。）
- (8) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
- (9) 意見書の提出先及び提出期限
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人である場合にあっては、その名称及び代表者氏名並びに登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 第1項各号に掲げる事項  
（市による施設の設置又は変更に係る縦覧の場所及び期間）

第4条 市による施設の設置又は変更に係る縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 日光市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市による施設の設置又は変更に係る縦覧の期間は、告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置及び変更の場合にあっては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間）とする。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に係る縦覧の場所及び期間）

第5条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に係る縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の市内の事務所又は災害廃棄物処分受託者が利用できる市内の施設
- (2) 前条第1項各号に掲げる場所

2 災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に係る縦覧の期間は、告示の日から1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる意見書の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- (1) 法第9条の3第2項の意見書 日光市役所
- (2) 法第9条の3の3第2項の意見書 災害廃棄物処分受託者の事務所

2 意見書の提出期限は、第4条第2項又は前条第2項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間（市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間）を経過する日までとする。

（環境影響評価との関係）

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第8条 市長又は災害廃棄物処分受託者は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書及び法第8

条第2項各号に掲げる事項を記載した書類の写しを送付し、当該区域における縦覧等の  
手続の実施について、協議しなければならない。

- (1) 施設を日光市以外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が日光市以外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、日光市の区域  
に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別  
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市監査委員に関する条例及び日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

日光市監査委員に関する条例及び日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提 出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市監査委員に関する条例及び日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(日光市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 日光市監査委員に関する条例(平成18年日光市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

(日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 日光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年日光市条例第270号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年日光市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項、<u>第8条の3第1項から第3項まで、別表第1及び別表第2</u>において同じ。）のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、市規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むの</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項及び第8条の3第1項から第3項まで _____ において同じ。）のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、市規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むの</p>

に支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項、第8条の3第1項から第3項まで、別表第1及び別表第2において同じ。)」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

### 3 略

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、公務(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年日光市条例第28号)第2条により派遣された職員の派遣先の機関の業務、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年日光市条例第27号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第2条により派遣された職員の派遣先団体の業務及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第

に支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。第15条及び第18条の2第1項第3号を除き、以下この項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

### 3 略

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、市規則で定める。

[削る]

50号) 第10条第2項に規定する退職派遣者となった職員の  
 公益的法人等派遣条例第9条に規定する特定法人の業務を含  
 む。) 上の負傷又は疾病及び結核性疾患にあつては1年以内、そ  
 の他の負傷又は疾病にあつては90日(市規則で定める負傷又  
 は疾病にあつては、180日) 以内の期間とする。

3 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 前条第3項ただし書の規定は、病気休暇に準用する。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事  
 故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であ  
 る場合として別表第1で定める休暇とする

\_\_\_\_\_。

別表第1 (第14条関係)

休暇の原因	休暇を与える期間
1 職員が選挙権その他公民と しての権利を行使する場 合で、その勤務しないことがや むを得ないと認められると き。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定 人、参考人等として国会、裁 判所、地方公共団体の議会そ の他官公署へ出頭する場 合で、その勤務しないことがや むを得ないと認められると	必要と認められる期間

[削る]

[削る]

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事  
 故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であ  
 る場合として市規則で定める場合における休暇とし、その期間  
 は、市規則で定める。

[削る]

<u>き。</u>	
<p>3 <u>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</u></p>	<p><u>必要と認められる期間</u></p>
<p>4 <u>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</u></p> <p><u>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を</u></p>	<p><u>一の年度において5日の範囲内の期間</u></p>

<p>支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市規則で定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>6 女性職員が生理のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、2日を超えることはできない。</p>
<p>7 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相</p>	<p>一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係</p>

当であると認められる場合	るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間
8 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、必要と認められる期間
9 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
10 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
11 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
12 6週間(多胎妊娠の場合)	出産の日までの申し出た期間

<p>にあつては、14週間) 以内 に出産する予定である女性職 員が申し出た場合</p>	
<p>1.3 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経 過する日までの期間(産後6週間 を経過した女性職員が就業を申し 出た場合において医師が支障がな いと認めた業務に就く期間を除 く。)</p>
<p>1.4 生後1年に達しない子を 育てる職員が、その子の保育 のために必要と認められる授 乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の 期間又は1日1回60分以内の期 間(男性職員にあつては、その子の 当該職員以外の親(当該子につい て民法第817条の2第1項の規 定により特別養子縁組の成立につ いて家庭裁判所に請求した者(当 該請求に係る家事審判事件が裁判 所に係属している場合に限る。)で あつて当該子を現に監護するもの 又は児童福祉法第27条第1項第 3号の規定により当該子を委託さ れている同法第6条の4第2号に 規定する養子縁組里親である者若 しくは同条第1号に規定する養育 里親である者(同法第27条第4 項に規定する者の意に反するた め、同項の規定により、養子縁組里</p>

	親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)
15 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次の項において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
16 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産に係る子が1歳に達する日までの期間にある場合	当該期間内における5日の範囲内の期間

<p>において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	
<p>17 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p>

<p>18 第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の市規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>19 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ別表第2の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>20 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>21 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年度の6月から10月ま</p>

	での期間) 内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
2 2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
2 3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
2 4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間

に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

別表第2（第14条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶	

〔削る〕

者の兄弟姉妹	
おじ又はおば の配偶者	1日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(日光市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 日光市職員の育児休業等に関する条例（平成18年日光市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
第22条2項中「休暇等条例別表第1の14の項に掲げる原因に基づく特別休暇」を「第14条に規定する特別休暇のうち市規則で定めるもの」に改める。  
(日光市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)
- 3 日光市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年日光市条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2号中「別表第1の9の項又は10の項の休暇」を「第14条に規定する特別休暇のうち市規則で定めるもの」に改める。

日光市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日光市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日光市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成18年日光市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
職名	区分	報酬額	職名	区分	報酬額
略			略		
文化財専門調査委員会委員	略	略	文化財専門調査委員会委員	略	略
生涯学習推進協議会委員	日額	<u>7,000</u>			
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

日光市税条例の一部を改正する条例の制定について

日光市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市税条例の一部を改正する条例

日光市税条例（平成18年日光市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4～14 略</p> <p>〔新設〕</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4～14 略</p> <p><u>15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の日光市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度

分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

日光市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日光市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提 出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市都市計画税条例の一部を改正する条例

日光市都市計画税条例（平成18年日光市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>6～8</u> 略</p> <p><u>9</u> 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p><u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>6</u> 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p><u>7～9</u> 略</p> <p><u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

1 2・1 3 略

1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

1 3・1 4 略

1 4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1 2項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

1 5 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

1 6・1 7 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の日光市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税につい

1 5 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1 3項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

1 6 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

1 7・1 8 略

て適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

日光市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日光市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市公民館条例の一部を改正する条例

日光市公民館条例（平成18年日光市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）				
（2）地区公民館					（2）地区公民館				
公民館名	区分	午前 (午前8時30分 から正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時 まで)	公民館名	区分	午前 (午前8時30 分から正午ま で)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時ま で)
略					略				
小来	会議	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	小来	大会	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>
川公	室	<u>(300)</u>	<u>(300)</u>	<u>(300)</u>	川公	議室	<u>(1, 250)</u>	<u>(1, 250)</u>	<u>(1, 250)</u>
民館					民館	中会	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>
						議室	<u>(1, 250)</u>	<u>(1, 250)</u>	<u>(1, 250)</u>
						1・ 2			
						調理	1回の使用につき		<u>1, 880</u>
						室			<u>(2, 820)</u>
略					略				
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における公民館の使用に係る申請、許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の日光市公民館条例の規定の例により行うことができる。

日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について

日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

日光市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成23年日光市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本計画の策定)</p> <p>第8条 市長は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する<u>基本的な計画</u>（以下この条において「<u>基本計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>基本計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 基本計画は、健康にっこう21計画</u>_____、日光市障がい者計画・障がい福祉計画、日光市高齢者福祉計画・介護保険計画、<u>日光市食育推進計画</u>その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。</p> <p><u>4 市長は、基本計画</u>を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。</p>	<p>(計画____の策定)</p> <p>第8条 市長は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する_____計画（以下この条において「<u>計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>計画</u>____は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>3 計画は、健康にっこう21計画における一の分野別施策として策定するものとする。</u></p> <p><u>4 計画</u>____は、健康にっこう21計画における他の分野別施策、日光市障がい者計画・障がい福祉計画、日光市高齢者福祉計画・介護保険計画_____その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。</p> <p><u>5 市長は、計画</u>____を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。</p>

5 <u>市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u>	〔削る〕
6 <u>市長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする。</u>	〔削る〕
7 <u>第4項及び第5項の規定は、基本計画の変更について準用する。</u>	〔削る〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年日光市条例第40号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略			略		
〔新設〕			7 市長	日光市妊産婦医療費助成に関する条例（平成18年日光市条例第162号）による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
7～10 略			8～11 略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略			略		
2 市長	日光市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第	2 市長	日光市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第

		128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。)による被保険者の資格情報(以下「医療保険資格情報」という。)			128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		
略		略					
5	市長	日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険資格情報	5	市長	日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6	市長	日光市子ども医療費助成に関する条例によること	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険資格情報	6	市長	日光市子ども医療費助成に関する条例によること	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報

もの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	、生活保護関係情報又は住	登外者宛名情報であって規則で定めるもの	もの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	報、生活保護関係情報又は住	登外者宛名情報であって規則で定めるもの
〔新設〕			7 市長	日光市妊産婦医療費助成に関する条例による妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7・8 略			8・9 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

1 財 産

(1) 建 物

所 在	日光市日蔭577番地
名 称	旧日光市青柳平集会所（鉄骨造平家建）
面 積	286.71㎡

2 相 手 方

日光市日蔭577番地11  
青柳平自治会  
会長 高山 孝夫

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業名    | 消防団消防ポンプ自動車整備事業                                   |
| 2 取得する財産 | 消防ポンプ自動車1台  |
| 3 納入場所   | 日光市消防本部   |
| 4 取得の方法  | 指名競争入札  |
| 5 取得価格   | 25,256,000円                                       |
| 6 契約の相手方 | 茨城県古河市横山町2丁目9番2号<br>株式会社篠崎ポンプ機械製作所<br>代表取締役 篠崎 哲也 |

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）5月28日 提出

日光市長 瀬 高 哲 雄

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業名    | 災害対応特殊救急自動車整備事業                             |
| 2 取得する財産 | 災害対応特殊救急自動車1台                               |
| 3 納入場所   | 日光市消防本部                                     |
| 4 取得の方法  | 指名競争入札                                      |
| 5 取得価格   | 35,750,000円                                 |
| 6 契約の相手方 | 日光市森友663番地<br>栃木日産自動車販売株式会社 今市店<br>店長 浅野 壮希 |

令和8年度（2026年度）日光市一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度（2026年度）日光市一般会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和8年（2026年）5月28日 提 出

日光市長 瀬 高 哲 雄